

埼労発基0509第6号  
令和6年5月9日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

標記について、令和6年5月8日付け基発 0508 第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。